

第11回新潟活性化サロン（第2部）

◇ 令和3年5月26日開催

◇ ゲストスピーカー 忍田 千鶴子 関東経済産業局 資源エネルギー環境部 省エネルギー対策課長

「カーボンニュートラルに向けた『省エネ』の重要性」発表概要

1. 2050年カーボンニュートラルに向けて

- ・2050年カーボンニュートラルに向けては、省エネ（化石エネルギーの使用の合理化）の徹底と、技術開発等による非化石エネルギーの導入拡大の両輪で取組を進める必要がある。
- ・2050年までに新たな革新的技術が普及することを目指し、策定中のグリーン成長戦略（「経済と環境の好循環」を作っていく産業政策）の「実行計画」を踏まえ、具体的な目標年限とターゲットへのコミットメントを示す企業の野心的な研究開発を今後10年間、継続して支援する。事業イメージとして、カーボンニュートラル社会の実現に必須となる3つの要素（電化と電力のグリーン化、水素社会の実現、CO2固定・再利用）等の重点分野について社会実装につながる研究開発を支援する。
- ・ビジネスモデルや戦略を根本的に変えていく必要がある企業が多数あるが、民間企業の前向きな挑戦を全力でサポートするのが政府の役割。

2. 省エネルギー政策について

(1)現状と見通し

- ・2030年度の長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）に対する省エネ対策の進捗は、2019年度時点で全体で32.9%であり、標準進捗率（38.9%）と比べると若干遅れており、企業規模や業種は問わずしっかりと省エネを行っていく必要がある。

(2)規制・支援措置

- ・省エネ法において、省エネの取組のための判断基準・目標の提示、取組が不十分な企業への指導・助言、合理化計画作成指示等による規制を実施。
- ・中小企業を含め企業の中にある省エネのポテンシャルを確認してもらうために、省エネ最適化診断や設備の稼働状況の見える化が必要。そのため、中小企業等の省エネ取組をきめ細かに支援するため、「地域プラットフォーム」（省エネや再エネ導入に関する相談拠点）を全国に構築する事業を進めている。また、工場等における省エネ設備への入替を促進する補助金を通して支援もしている。
- ・2050年カーボンニュートラルの実現には、民間企業による脱炭素化投資の加速が不可欠。そのため、産業競争力強化法に新たな計画認定制度を創設し、計画認定制度に基づき、最大10%の税額控除又は50%の特別償却を新たに措置することになった。

(3)今後の方向性

- ・2050年カーボンニュートラル目標が示されたことを踏まえ、途上である2030年に向けても、徹底した省エネを進めるとともに、非化石電気や水素等の非化石エネルギーの導入拡大に向けた対策を強化していくことが必要。
- ・このため、引き続き省エネ法に基づく規制の見直し・強化や、支援措置等を通じた省エネ対策の強化とともに、供給側の非化石拡大を踏まえ、需要側における電化・水素化等のエネルギー転換の促進などに向けた対策を強化していくことが求められる。

3. 「省エネ」の重要性

- ・カーボンニュートラルの実現に向けては、需要サイドにおける徹底した省エネやエネルギーの脱炭素化が不可欠。
- ・大企業ではカーボンニュートラルを経営目標に掲げることが当たり前になってきており、今後は業種・規模を問わず波及していく可能性が大きい。
- ・「省エネ」の最初の1歩である省エネ最適化診断は、省エネにはもちろんのこと経営改善や設備更新計画の立案にも活用可能。外部専門家の診断や補助金を上手く使ってほしい。
- ・新しいビジネスチャンスである脱炭素化の波に乗り遅れることのないよう、省エネの推進にご協力いただきたい。